

談話 わずかなプラス改定率に抗議し、大幅ネットプラス改定を求める

12月22日、厚生労働省は2022年度診療報酬改定率を本体部分プラス0.43%と公表した。前回の2020年度の改定率0.55%よりも低い。

第23回医療経済実態調査結果が中医協に報告された。コロナ感染拡大が全ての医療機関に経営的ダメージを及ぼしたことが改めて浮き彫りになっている。医療機関の2019年度から2020年度にかけての損益比率は、新型コロナウイルス感染関連補助金により赤字を免れているが、2019年よりも医療機関経営は悪化している。

2021年は、新型コロナウイルスの変異株「デルタ株」の影響により感染が拡大し、医療機関での受診をためらい、患者減少の状態が続いている。さらに新たな変異株の「オミクロン株」の市中感染が確認されるなど感染拡大の脅威は迫っている。

医療機関を取り巻く厳しい状況下で、厚労省は今次診療報酬改定の基本方針にコロナ感染対応を重点課題として位置付けているが、感染症防止に係る外来特例廃止、PCR検査等の点数引き下げに続き、小児感染対策に係る特例も廃止される。さらに、「リフィル処方箋」を導入して受診控えの助長を図ろうとしている。

安倍政権が強引に進めてきた新自由主義により、日本の平均賃金は、OECD加盟国35か国中22位に下落、上昇率はわずか4.4%と低く、アメリカ47.7%、イギリス44.2%と乖離し、日本の平均賃金はアメリカの6割と所得差が歴然としている。診療報酬改定率は、日本の低い平均賃金上昇率にも届いていない。看護の処遇改善として0.2%、月1万2千円の賃金UPを可能とする診療報酬上の手当てを行うとしているが、他のコメディカル配分も可能でありあり実際の引上げ幅は更に低くなる上、コロナ治療を担う救急医療機関に限られている。

わずか0.43%の本体プラス改定では、疲弊する医療提供体制を立て直すことは、極めて困難である。診療報酬は医療機関の経営原資のみならず医療従事者の生活の糧、患者の受ける医療の水準を決定づけ、安定提供するものである。

本会は、新型コロナウイルス感染拡大により、医療の再建・充実が求められる中、さらなる医療崩壊の危機を招く2022年度診療報酬改定率に対して強く抗議するとともに、大幅なネットプラス改定を求める。

国民に必要な医療を安定して提供するためにも、躊躇なく大幅プラス改定とすべきである。